

# 第 1 税 制



# 1 令和6年度の税制改正

(年度改正(岐阜県税条例の一部改正))

物価上昇を超える持続的な賃上げが行われる経済の実現に向けて、次のとおり地方税制の改正が行われた。

税 目	項 目	改 正 概 要	関 係 条 文										
法人の事業税	外形標準課税の適用対象法人の見直し	<p>外形標準課税(※)について、現行の基準(資本金1億円超)を維持した上で、次のとおり適用対象法人の見直しを行うこととした。</p> <p>※資本金の額が1億円を超えている法人が対象となるが、経済情勢の変化に伴い、企業経営のあり方が変容し、減資や持株会社化・分社化等の組織再編により、対象法人数の減少等が見受けられる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正内容</th> <th>施行日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減資への対応</td> <td>当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。</td> <td>令和7年4月1日 (経過措置(※)あり)</td> </tr> <tr> <td>100%子法人等への対応</td> <td>資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。</td> <td>令和8年4月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布日(令和6年3月30日)以降に資本金を1億円以下に減らした法人は課税対象</p>		改正内容	施行日	減資への対応	当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。	令和7年4月1日 (経過措置(※)あり)	100%子法人等への対応	資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。	令和8年4月1日	法72の2 法附8の3の3	条38 条附6の2
			改正内容	施行日									
減資への対応	当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。	令和7年4月1日 (経過措置(※)あり)											
100%子法人等への対応	資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。	令和8年4月1日											
不動産取得税	特例措置の延長	<p>次の特例措置の適用期限を延長することとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>宅地建物取引業者等が売却目的で新築した住宅を、当該宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日について、住宅新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置(2年延長)</li> <li>住宅用地の取得に係る不動産取得税の減額措置について、土地の取得から住宅新築までの経過年数に係る要件を3年又は4年に緩和する特例措置(2年延長)</li> <li>住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率(本則</li> </ol>	法附10の3  法附10の3  法附11の2	条附6の3  条附6の3  条附7の2									

## 1 令和6年度の税制改正

税 目	項 目	改 正 概 要	関 係 条 文	
		<p>4%)を3%とする特例措置(3年延長)</p> <p>4 宅地評価土地(※)の取得に係る不動産取得税の課税標準を土地の価格の2分の1とする特例措置(3年延長)</p> <p>※宅地や宅地比準土地(宅地以外の土地で、価格の決定が当該土地とその状況が類似する宅地の価格に比準して行われている土地)</p> <p>5 地方税法以外の法律による政策の推進を税制面において支援する特例措置(2年又は3年延長) (令和6年4月1日施行)</p>	法附11の5	条附7の5
			法附11	条附7
軽油引取税	特例措置の延長	<p>軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、適用期限を3年延長することとした。 (令和6年4月1日施行)</p>	法附12の2の7	条附12の4
	課税免除の特例措置の見直し	<p>マリンレジャー等に使用される自家用船舶(いわゆるプレジャーボート)を、課税免除の特例措置の対象から除外することとした。 (令和7年4月1日施行)</p>	法附12の2の7	条附12の4
狩猟税	特例措置の延長	<p>有害鳥獣の捕獲等を行う者が狩猟者の登録を行った場合の狩猟税の課税免除措置及び税率を2分の1とする特例措置について、その適用期限を5年延長することとした。 (令和6年4月1日施行)</p>	法附32 法附32の2	条附16 条附16の2

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正)

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割について、証紙徴収の方法に加え、普通徴収の方法により徴収することとした。

(令和6年4月1日施行)

(過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部改正)

過疎地域における事業税、不動産取得税及び県固定資産税の課税免除の特例について、その適用期限を3年延長することとした。

(令和6年4月1日施行)

(岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部改正)

県内に本社機能に移転又は拡充する事業者に対する事業税及び不動産取得税の特例について、その適用期限を2年延長することとした。

<特例の概要>

特定業務施設(※)の整備計画について知事の認定を受けた事業者が、当該施設の新設又は増設を行った場合に、次の表のとおり軽減

※調査・企画、情報処理、研究開発等の部門のために使用される事務所又は重要な役割を担う研究所若しくは研修所など、いわゆる本社機能を有する施設等(工場及び店舗を除く。)

税 目	対 象	軽 減 内 容
事業税	特定業務施設に係る事業(東京23区から県内へ移転する場合に限る。)	1年目 2分の1に軽減 2年目 4分の3に軽減 3年目 8分の7に軽減
不動産取得税	特定業務施設の用に供する家屋又はその敷地の取得	全額免除

(令和6年4月1日施行)

(岐阜県税条例の一部改正)

狩猟税の徴収方法を、証紙による方法から現金の納付による方法に改めることとした。

※証紙使用期限に合わせ、令和8年9月30日までは証紙による方法も可能とした。

(令和8年1月1日施行)

(岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部改正)

消防団協力事業所(※1)を有する者のうち一定の要件を満たす者に対する事業税の課税の特例(※2)について、その適用期限を3年延長することとした。

※1 消防団活動に協力している事業所として市町村長から表示証の交付を受けたもの

※2 特例の概要は、次の表のとおり

対 象	軽 減 内 容
県内の消防団協力事業所において消防団員を1人以上雇用している等、一定の要件を満たす法人又は個人が行う事業	税額を2分の1に軽減(上限100万円(※3))

※3 消防団員数が従業員数(役員及び個人事業主を含む。)の1割以上の場合は、上限200万円

(令和7年4月1日施行)

2 令和6年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要
県民税	<p>1 個人</p> <p>(1) 県内に住所を有する個人 均等割 所得割</p> <p>(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷のある市町村に住所を有しない者 均等割</p> <p>○賦課期日 1月1日</p>	<p>1 個人</p> <p>(1) 均等割 1,000円 ※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)の施行に伴い、標準税率の1,000円に500円が加算されていた。(平成26年度～令和5年度)</p> <p>(超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税 1,000円</p> <p>(2) 所得割 100分の4</p>	<p>1 個人</p> <p>賦課徴収は、市町村が市町村民税と併せて行うため市町村民税の納期に同じ</p>	
	<p>2 法人</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 均等割 法人税割</p> <p>(2) 県内に事務所又は事業所を有する公益法人等及び人格のない社団等 ・収益事業を行う場合 均等割 法人税割 ・収益事業を行わない場合 均等割 (一部非課税)</p> <p>(3) 県内に寮等のみを有する法人等 均等割</p>	<p>2 法人</p> <p>(1) 均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共法人<sup>※1</sup>及び公益法人等<sup>※2</sup>のうち、均等割を課することができないもの以外のもの<sup>※3</sup></li> <li>・人格のない社団等</li> <li>・一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)</li> <li>・資本金等の額を有しない法人</li> <li>・資本金等の額が1千万円以下である法人 年 20,000円</li> <li>・資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人 年 50,000円</li> <li>・資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人 年 130,000円</li> <li>・資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人 年 540,000円</li> <li>・資本金等の額が50億円を超える法人 年 800,000円</li> </ul> <p>※1 法人税法別表第1に規定するものをいう。          ※2 地方税法第24条第5項に規定するものをいう。          ※3 法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。</p> <p>(超過課税) 清流の国ぎふ森林・環境税 上記の区分に応じて年額2,000円～80,000円 (均等割額の10%相当額)</p> <p>(2) 法人税割 法人税額の100分の1 (超過課税) 資本(出資)金の額が1億円超のもの又は課税標準となる法人税額が年1,000万円超(平成8.1.31以前に決算期の到来する法人については400万円超)のものは、法人税額の100分の1.8</p>	<p>2 法人 申告納付</p> <p>(1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内</p> <p>(2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内</p> <p>(3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内<sup>※</sup></p> <p>※通算子法人の残余財産確定の日が通算親法人の事業年度終了日である場合は、その事業年度終了日から2月以内</p>	

準、税率、納期一覧

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要
	3 利子割 県内に所在する金融機関等から支払いを受けるべき利子等の額	3 利子割 支払いを受けるべき利子等の額の100分の5	3 利子割 申告納入 毎月分を翌月10日まで	
	4 配当割 一定の上場株式等の配当等の額	4 配当割 特定配当等の額の100分の5	4 配当割 申告納入 毎月分を翌月10日まで (源泉徴収選択口座内の配当等は翌年1月10日)	
	5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における特定株式等譲渡所得金額	5 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額の100分の5	5 株式等譲渡所得割 申告納入 1年分を翌年1月10日まで	
事業税	1 個人 令和5年中における事業の所得及び令和5年1月1日から事業廃止の日までの事業の所得 ○事業主控除額 年 290万円 ○事業専従者控除額 青色 給与として支給した額 白色 次のいずれか低い額 ・配偶者 86万円 その他 50万円 ・事業専従者控除前の事業所得÷(事業専従者数+1)	1 個人 (1) 第1種事業 課税所得金額の100分の5 (2) 第2種事業 課税所得金額の100分の4 (3) 第3種事業 (4)に掲げるものを除く。 (4) 第3種事業のうちあん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業 課税所得金額の100分の3	1 個人 普通徴収 1期 8月1日～8月31日 2期 11月1日～11月30日 ただし、事業を廃止した場合は知事の定める日	
	2 法人 (1) 電気供給業 ((2)に掲げるものを除く。)、導管ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額 (2) 電気供給業 (発電事業等、小売電気事業等、特定卸供給事業 <sup>※3</sup> ) 各事業年度の収入金額、付加価値額、資本金等の額又は所得 (3) 特定ガス供給業 各事業年度の収入金額、付加価値額、資本金等の額 (4) その他の事業 各事業年度の付加価値額、資本金等の	2 法人 (1) 収入金課税法人 収入金額の100分の1 (2) 収入金等課税法人(電気) ア 資本金又は出資金の額が1億円を超える法人 収入金額の100分の0.75 付加価値額の100分の0.37 資本金等の額の100分の0.15 イ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人 収入金額の100分の0.75 所得金額の100分の1.85 (3) 収入金等課税法人(特定ガス) 収入金額の100分の1<100分の0.48> <sup>※2</sup> <付加価値額の100分の0.77> <sup>※2</sup> <資本金等の額の100分の0.32> <sup>※2</sup> (4) 所得課税法人 ア 特別法人 所得のうち	2 法人 申告納付 (1) 確定申告 事業年度の終了の日から2月以内 (2) 中間申告 事業年度の期間が6月を超える法人は当該事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (3) 清算法人の申告 ア 各事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産分配の日の前日まで ウ 残余財産確定の日から1月以内 <sup>※</sup> ※通算子法人の残余財産確定の日が通算親法人の事業年度終了日である場合は、その事業年度終了日から2月以内	

## 2 令和6年度課税標

税目	課税標準等	税率	納期	摘要
	額若しくは所得又は各事業年度の清算所得 <sup>※1</sup> (医療法人が行う社会保険診療に係るものは除外。)  ※1 平成22年9月30日以前に解散した法人に限る。 ※2 ◇内の税率は令和4.4.1以降に開始する事業年度から適用 ※3 配電事業及び特定卸供給事業については令和4.4.1以後に終了する事業年度から適用	年400万円以下の金額 100分の3.5 年400万円を超える金額及び清算所得 <sup>※1</sup> 100分の4.9 イ 上記以外で資本金又は出資金の額が1億円を超える法人(外形対象法人) 付加価値額の100分の1.2 資本金等の額の100分の0.5 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の0.4<100分の1> <sup>※2</sup> 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の0.7<100分の1> <sup>※2</sup> 年800万円を超える金額及び清算所得 <sup>※1</sup> 100分の1 ウ その他の法人 所得のうち 年400万円以下の金額 100分の3.5 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の5.3 年800万円を超える金額及び清算所得 <sup>※1</sup> 100分の7 ただし、(4)のうち3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う資本金又は出資金の額が1千万円以上の法人については、所得・清算所得ともに、特別法人にあつては100分の4.9、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人にあつては100分の1、その他の法人にあつては100分の7  ●平成20年10月1日以後に開始する事業年度(清算予納申告、残余財産分配予納申告及び清算確定申告にあつては、同日以後に解散した場合に限る。)から適用		
(参考) 特別法人事業税(国税)	法人 (1) 法人事業税所得割 (2) 法人事業税収入割 ※1◇内の税率は令和4.4.1以降に開始する事業年度から適用	法人 (1) 法人事業税所得課税法人 ア 外形標準課税法人 法人事業税所得割の100分の260 イ 特別法人以外の法人 法人事業税所得割の100分の37 ウ 特別法人 法人事業税所得割の100分	法人事業税の納付と併せて行う。	

準、税率、納期一覧（続き）

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要												
		<p>の34.5</p> <p>(2) 法人事業税収入金(等)課税法人 ア 電気供給業(イに掲げるものを除く。)、導管ガス供給業、保険業 法人事業税収入割の100分の30 イ 電気供給業(発電事業等、小売電気事業等、特定卸供給事業) 法人事業税収入割の100分の40 ウ 特定ガス供給業 法人事業税収入割の100分の30&lt;62.5&gt;<sup>*1</sup></p> <p>●平成20年10月1日以後に開始する事業年度(清算予納申告、残余財産配分予納申告及び清算確定申告にあつては、同日以後に解散した場合に限る。)から適用</p>														
<p>不動産取得税</p>	<p>取得時の不動産の価格</p> <p>○新築特例適用住宅取得特例控除 延床面積が50㎡以上240㎡以下(一戸建以外の貸家住宅は40㎡以上240㎡以下)の住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除 (当該住宅が認定長期優良住宅である場合は、1戸につき1,300万円を価格から控除(平成21年6月4日から令和8年3月31日までの取得に限る))</p> <p>○既存住宅取得特例控除 既存住宅で一定の要件に該当するものについて以下の額を価格から控除</p> <table border="1" data-bbox="252 1592 544 1921"> <thead> <tr> <th>新築年月日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭51. 1. 1～ 昭56. 6. 30</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>昭56. 7. 1～ 昭60. 6. 30</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>昭60. 7. 1～ 平元. 3. 31</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>平元. 4. 1～ 平 9. 3. 31</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平 9. 4. 1～</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○免税点 土地の取得 10万円未満 家屋の取得(1戸について) 建築分 23万円未満 承継分 12万円未満</p>	新築年月日	控除額	昭51. 1. 1～ 昭56. 6. 30	350万円	昭56. 7. 1～ 昭60. 6. 30	420万円	昭60. 7. 1～ 平元. 3. 31	450万円	平元. 4. 1～ 平 9. 3. 31	1,000万円	平 9. 4. 1～	1,200万円	<p>課税標準額の100分の4 ただし、平成15年4月1日から令和9年3月31日までの間の土地及び住宅の取得については100分の3、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間の住宅以外の家屋については100分の3.5、平成20年4月1日以降の住宅以外の家屋については100分の4</p> <p>○土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に一定の住宅を新築し、又は当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に一定の住宅を新築していた場合は、当該土地の取得に対して課する税額から150万円あるいは土地1㎡当たりの価格に住宅の床面積の2倍(200㎡が限度)を乗じた金額のいずれか多い額に税率を乗じて得た額を減額</p>	<p>普通徴収 知事の定める日</p>	
新築年月日	控除額															
昭51. 1. 1～ 昭56. 6. 30	350万円															
昭56. 7. 1～ 昭60. 6. 30	420万円															
昭60. 7. 1～ 平元. 3. 31	450万円															
平元. 4. 1～ 平 9. 3. 31	1,000万円															
平 9. 4. 1～	1,200万円															

## 2 令和6年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要																
自動車 税環境 性能割	自動車の取得価額 免税点 50万円以下	(軽自動車及び) 営業用自動車 (100分の0～) 100分の2 自家用自動車 (100分の0～) 100分の3  ※ 電気自動車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車、一定の環境性能を満たした自動車については非課税や軽減措置(軽減税率)を適用。 一定の条件を満たすバリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車(ASV)について、軽減措置を適用。	申告納付 自動車の新規登録・移転登録の日																	
県たば こ税	卸売販売業者等が県内に所在する営業所を有する小売販売業者又は消費者等に対して売渡し等をした製造たばこの本数	1,000本につき1,070円	申告納付 毎月分を翌月末日まで																	
ゴルフ 場利用 税	ゴルフ場の利用に対する利用の日ごとの定額	1人1日につき <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税 率</th> <th>区分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>1,100円</td> <td>4級</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>950円</td> <td>5級</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>800円</td> <td>6級</td> <td>350円</td> </tr> </tbody> </table> 等級の基準…ホール数、利用料金	区分	税 率	区分	税 率	1級	1,100円	4級	650円	2級	950円	5級	500円	3級	800円	6級	350円	申告納入 毎月分を翌月15日まで	
区分	税 率	区分	税 率																	
1級	1,100円	4級	650円																	
2級	950円	5級	500円																	
3級	800円	6級	350円																	
地方消 費税	(1) 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額 (2) 貨物割 外国貨物に係る消費税額	○標準税率 消費税額の78分の22 (消費税率換算2.2%) ○軽減税率 消費税額の78分の22 (消費税率換算1.76%) ※軽減税率については「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」が適用対象	賦課徴収は、(譲渡割については当分の間)国において、消費税の例により、併せて行うため消費税の納期に同じ																	

## 準、税率、納期一覧（続き）

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要
軽油 引取税	<p>1 特約業者又は元売業者から現実の軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く）を行った場合の引取数量</p> <p>2 特約業者又は元売業者が軽油又は揮発油以外の炭化水素油（燃料炭化水素油）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>3 特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合の販売数量</p> <p>4 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（道路において運行の用に供するため消費した場合に限る）の消費数量</p> <p>5 特別徴収義務者が特別徴収の義務が消滅したときに軽油を所有している場合の所有数量</p> <p>6 特約業者、元売業者が自ら軽油を消費する場合の消費数量</p> <p>7 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を製造して自ら消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>8 免税軽油使用者が免税軽油を用途外に消費又は他の者に譲渡した場合の消費又は譲渡数量</p> <p>9 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を輸入した場合の輸入数量</p>	<p>1 キロリットルにつき</p> <p>32,100円</p>	<p>1 申告納入</p> <p>毎月分を翌月末日まで</p> <p>〔左記課税標準等の1に該当する場合〕</p> <p>2 申告納付</p> <p>(1) 毎月分を翌月末日まで</p> <p>〔左記課税標準等の2～7に該当する場合〕</p> <p>(2) 当該軽油の消費又は譲渡をした日から30日以内</p> <p>〔左記課税標準等の8に該当する場合〕</p> <p>(3) 当該軽油の輸入の時まで</p> <p>〔左記課税標準等の9に該当する場合〕</p>	

2 令和6年度課税標

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘要		
自動車 税種別 割	自動車 ○賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務が発生したものは、その発生した月の翌月から、月割をもって課する。	通常税率 以下表（主な区分）のとおり。 （グリーン化税制対象車の場合） ○軽課対象車 ・・通常税率より約75%又は約50%軽減 ○重課対象車 ・・通常税率より約15%又は約10%重課	普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日。			
	(単位：百円)					
自 動 車 の 区 分 (主 な 区 分)						
乗 用 車	総排気量 1ℓ以下		250	295	75	
	〃 1ℓ超 1.5ℓ以下		305	345	85	
	〃 1.5ℓ〃 2ℓ〃		360	395	95	
	〃 2ℓ〃 2.5ℓ〃		435	450	138	
	〃 2.5ℓ〃 3ℓ〃		500	510	157	
	〃 3ℓ〃 3.5ℓ〃		570	580	179	
	〃 3.5ℓ〃 4ℓ〃		655	665	205	
	〃 4ℓ〃 4.5ℓ〃		755	765	236	
	〃 4.5ℓ〃 6ℓ〃		870	880	272	
	〃 6ℓ〃		1,100	1,110	407	
貨 客 兼 用 車	最大積載量 1t以下	総排気量 1ℓ以下		132	102	
	〃 〃 1ℓ超 1.5ℓ以下	〃 〃 1.5ℓ超		143	112	
	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃		160	128	
	1t超 2t以下	〃 〃 1ℓ以下		167	127	
	〃 〃 〃 〃	〃 〃 1ℓ超 1.5ℓ以下		178	137	
ト ラ ック	最大積載量 1t以下			80	65	
	〃 1t超 2t以下			115	90	
	〃 2t〃 3t〃			160	120	
	〃 3t〃 4t〃			205	150	
	〃 4t〃 5t〃			255	185	
	〃 5t〃 6t〃			300	220	
	〃 6t〃 7t〃			350	255	
	〃 7t〃 8t〃			405	295	
	〃 8t〃 1t増すごとに右の金額を加算した額			63	47	
	けん 引 車	けん引車 小型車に属するもの			102	75
〃 普通車 〃				206	151	
被けん引車 小型車 〃				53	39	
〃 普通車に属する最大積載量8t以下				102	75	
バ ス	普通車に属する最大積載量8t超 1t増すごとに右の金額を加算した額			51	38	
	一 般 乗 合 用	乗車定員 30人以下				120
		〃 30人超40人以下				145
		〃 40人〃50人〃				175
		〃 50人〃60人〃				200
		〃 60人〃70人〃				225
		〃 70人〃80人〃				255
		〃 80人超				290
	そ の 他	〃 30人以下			330	265
		〃 30人超40人以下			410	320
〃 40人〃50人〃				490	380	
〃 50人〃60人〃				570	440	
三 輪	〃 60人〃70人〃			655	505	
	〃 70人〃80人〃			740	570	
	〃 80人超			830	640	
小型自動車			60	45		
けん引車・被けん引車			53	39		
(注)ロータリーエンジンを搭載する乗用車については、単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じた数値を総排気量とみなす。 令和元年10月以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車については、新税率を適用する。						
固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格のうち、市町村の課税限度額を超える部分の価格 (賦課期日) 1月1日	課税標準額の100分の1.4	普通徴収 1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌年2月1日～2月末日			

準、税率、納期一覧（続き）

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要																						
鉦区税	鉦区の面積、砂鉦区の延長又は面積 ○賦課期日 4月1日 ただし、4月1日以後に納税義務が発生したものは、その発生した月の翌月から月割をもって課する。	1 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 ・試掘鉦区 面積100アールごとに年額200円 ・採掘鉦区 面積100アールごとに年額400円 （石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区については上記の3分の2の税率） 2 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 ・河床 延長1,000メートルごとに年額600円 ・非河床 面積100アールごとに年額200円 100アール未満又は1000メートル未満の端数は100アール又は1000メートルとみなす	普通徴収 5月1日～5月31日 ただし、賦課期日以後に納税義務が発生した場合は知事の定める日																							
狩猟税	狩猟者の登録 ○賦課期日 狩猟者の登録を受けた日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)</td> <td>①都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>③①に該当する人の同一生計配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人 上記に該当しない人</td> <td>11,000円 16,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">網猟免許 わな猟免許</td> <td>④都道府県民税の所得割額を納める人</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>⑥④に該当する人の同一生計配偶者又は扶養親族</td> <td>農林水産業に従事する人 上記に該当しない人</td> <td>5,500円 8,200円</td> </tr> <tr> <td>第2種銃猟免許 (空気銃(圧縮ガスを利用するものを含む。))</td> <td></td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table> 1. 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者…上記税率の4分の1 2. 1の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける者…上記税率の4分の3 3. 対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従業者に係る登録を受ける者…課税免除 4. 鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲に従事した者に係る登録を受ける者…通常の税率の2分の1	区分		税率	第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	11,000円	③①に該当する人の同一生計配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人 上記に該当しない人	11,000円 16,500円	網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円	⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)	5,500円	⑥④に該当する人の同一生計配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人 上記に該当しない人	5,500円 8,200円	第2種銃猟免許 (空気銃(圧縮ガスを利用するものを含む。))		5,500円		
区分		税率																								
第1種銃猟免許 (第2種以外の銃器)	①都道府県民税の所得割額を納める人	16,500円																								
	②都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)	11,000円																								
	③①に該当する人の同一生計配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人 上記に該当しない人	11,000円 16,500円																							
網猟免許 わな猟免許	④都道府県民税の所得割額を納める人	8,200円																								
	⑤都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (⑥に該当する人を除く。)	5,500円																								
	⑥④に該当する人の同一生計配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人 上記に該当しない人	5,500円 8,200円																							
第2種銃猟免許 (空気銃(圧縮ガスを利用するものを含む。))		5,500円																								

## 2 令和6年度課税標準、税率、納期一覧（続き）

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期	摘 要
乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乗車定員が30人以上の自動車を運転する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光バス 1回につき 3,000円</li> <li>・一般乗合用バス 1回につき 2,000円</li> </ul> </li> <li>○乗車定員が11人以上29人以下の自動車を運転する者 1回につき 1,500円</li> <li>○乗車定員が10人以下である自動車等を運転する者 1回につき 300円</li> </ul>	申告納入又は申告納付 いずれの場合も毎月分を翌月末日まで	